

3 生活保護行政の執行状況

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 就労支援事業等における適切な効果の検証及び事業等の見直し (就労支援の対象となる被保護世帯の動向)</p>	
<p>世帯類型別の被保護世帯数の構成割合の内訳をみると、就労阻害要因が比較的少なく就労支援の対象の中心となると考えられる「その他の世帯」の構成割合は、平成 25 年 7 月時点で 10 年前（15 年度）と比べ約 2 倍の 18.3%と大きく増加している。</p>	表 3 - (1) - ①
<p>また、平成 14 年度から 23 年度までの間における保護開始世帯数と廃止世帯数の推移をみると、毎年、保護開始世帯数が廃止世帯数を上回り、純増の状況が続いている。これを世帯類型別にみると、「その他の世帯」については、平成 20 年のリーマン・ショックの翌年度に、保護開始世帯数が廃止世帯数を大きく上回り、その後、その差は小さくなってきているものの、「高齢者世帯」等他の世帯類型に比べ、純増数が顕著なものとなっている。</p>	表 3 - (1) - ②
<p>(就労支援の重要性)</p>	
<p>こうした中、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が平成 25 年 1 月に取りまとめた報告書では、稼働可能な者については、保護開始直後から脱却後まで切れ目なく、どの段階でも就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を行うことが必要であるため、稼働可能層の自立支援が、しっかり行われることが特に重要であるとされている。また、就労可能な者については、就労による保護からの早期脱却を図るため、集中的な就労支援を行うことが必要であるとされている。</p>	表 3 - (1) - ③
<p>(国の就労支援に関する取組)</p>	
<p>厚生労働省は、都道府県、指定都市及び中核市に対し、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成 14 年 3 月 29 日付け社援発第 0329024 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「就労及び就職状況把握通知」という。）を発出し、保護の実施機関に対し、福祉事務所において、就労可能な被保護者の稼働能力の活用状況等を把握するため、就</p>	表 3 - (1) - ④
<p>労・求職状況管理台帳を整備することを求めている。また、「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「自立支援プログラム基本方針」という。）を発出し、福祉事務所が被保護世帯の自立を組織的に支援するための個別のプログラム（以下「自立支援プログラム」という。）を策定・実施し、これによる自立支援に積極的に取り組むことを求めている。なお、「自立支援プログラム導入のための手引（案）</p>	表 3 - (1) - ⑤
<p>について」（平成 17 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事</p>	表 3 - (1) - ⑥

<p>務連絡。以下「自立支援プログラム導入手引」という。)では、自立支援プログラムは、保護の実施機関が、管内の被保護世帯の実状や社会資源の状況を踏まえつつ、その自主性・独自性を生かして策定し、運用することが効果的であるとされている。</p>	
<p>また、厚生労働省は、就労可能な被保護者に対する就労支援事業として、次の取組等を推進している。</p>	
<p>① 「「福祉から就労」支援事業の実施について」(平成 23 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 20 号・社援発 0401 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知。以下「平成 23 年 4 月連名通知」という。)に基づき、福祉事務所と公共職業安定所(以下「安定所」という。)が連携して就労支援プランを策定し、各種就労支援メニューを実施する「「福祉から就労」支援事業」(以下「支援事業」という。)</p>	表 3 - (1) - ⑦
<p>② 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「補助事業通知」という。)に基づき、福祉事務所に配置された就労支援員(専門職員)が、安定所への同行訪問、履歴書の書き方等の指導を行い、就労を支援する「就労支援員等を活用した就労支援プログラム」(以下「支援員活用プログラム」という。)</p>	表 3 - (1) - ⑧
<p>なお、平成 24 年度における支援事業及び支援員活用プログラム(以下、これらを合わせて「主要就労支援事業」という。)それぞれの予算執行額は、22.1 億円(支援事業の支援対象のうち、生活保護に係る被保護者数で按分)、58.0 億円となっている。</p>	
<p>(支援事業等に対する評価)</p>	
<p>これら支援事業等については、自立支援プログラム導入手引において、実施の状況、その効果等についての評価を随時及び定期的実施し、これに基づいて必要な見直し等を行うことにより、その充実を図るよう求めている。</p>	表 3 - (1) - ⑥ (再掲)
<p>また、厚生労働省は、支援事業の行政事業レビューを平成 25 年度に実施しており、「成果目標及び成果実績(アウトカム)」として、支援対象者数 7 万人以上、就職者数 3 万人以上を設定し、特に就職者数が重要であるとしている。さらに、支援事業を除く自立支援プログラムについては、平成 24 年度の政策評価の中で、被保護者を含む「生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること」という施策目標について実績評価を実施し、有効性の評価の測定指標として、i) 自立支援プログラムの策定数、ii) 自立支援プログラムの各年度の参加者数、iii) 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数、iv) 住宅手当受給中に常用就職した者の割合及びv) 指導監査の実施率を用いている。</p>	表 3 - (1) - ⑨ 表 3 - (1) - ⑩
<p>(国による支援事業等の実態把握)</p>	

<p>厚生労働省は、平成 19 年度以降、被保護世帯に対する今後の国の支援対策の検討に当たり、現在実施されている就労支援施策等の効果等の分析に活用するため、都道府県、指定都市及び中核市を通じて、管内福祉事務所における就労支援等の状況について調査を実施している。当該調査の結果に基づき、厚生労働省は、就労支援の実績について全国ベースで取りまとめを行うとともに、就労支援の状況（世帯類型別、年齢別、最終学歴別）、支援開始から就労開始までの期間等について把握している。また、同省は、支援事業についても、全国ベースでの実績のほか、都道府県別の実績についても把握している。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑪</p> <p>表 3 - (1) - ⑫</p>
<p>(生活福祉・就労支援協議会の設置)</p> <p>厚生労働省は、都道府県、指定都市、中核市及び都道府県労働局に対し、「生活福祉・就労支援協議会の設置について」（平成 22 年 2 月 19 日付け職発 0219 第 3 号・能発 0219 第 2 号・雇児発 0219 第 3 号・社援発 0219 第 4 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を發出し、保護の実施機関及び安定所に対し、福祉事務所等の福祉部門及び安定所等の雇用部門の連携・協力を図るため、各都道府県及び地域（原則として一つの安定所の管轄区域）に生活福祉・就労支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し、地域協議会において、関係機関の間で各支援施策・事業を通じた成果の確認と検証及び運用上の問題点・課題についての検討を行うよう求めている。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑬</p>
<p>今回、調査対象とした 102 福祉事務所における主要就労支援事業の実施状況等について調査した結果、以下のとおり、主要就労支援事業による保護の廃止世帯数が限定的であり、また、その効果の検証及び見直しを的確に行うことが困難な状況がみられた。</p>	
<p>ア 主要就労支援事業による保護廃止への効果</p> <p>102 福祉事務所のうち、平成 20 年度から 24 年度までの間の廃止理由別保護廃止世帯数を確認できた 84 事務所におけるその推移をみると、「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止世帯数の保護廃止世帯総数に占める割合は、20 年度 9.5%から 24 年度 14.2%と増加している。しかし、主要就労支援事業の効果は、こうした保護廃止の側面からみた場合には、次のとおり、限定的なものとなっていた。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑭</p>
<p>① 平成 24 年度においては、101 福祉事務所が支援事業又は支援員活用プログラムを実施している。主要就労支援事業により保護の廃止に至った者については、確認できた 89 事務所で計 1,296 人となっているが、これが「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止世帯の総数（4,356 世帯）に占める割合は 29.8%となっている。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑮</p>
<p>また、1,296 人のうち 810 人については、就労・求職状況管理台帳</p>	<p>表 3 - (1) - ⑯</p>

<p>を整備している福祉事務所の管内のものとなっているが、これらの福祉事務所の当該管理台帳に登載されている就労可能な被保護者の総数（2万8,354人）に占める割合は2.9%にとどまっている。</p> <p>② 平成24年4月から9月までの間に保護を開始した「その他の世帯」に属する被保護者（830人）のうち、支援事業又は支援員活用プログラムへの参加が確認できた171人について、25年8月末現在の保護状況を見ると、</p> <p>i) 支援事業に参加した33人のうち、「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止に至った者は7人（21.2%）、</p> <p>ii) 支援員活用プログラムに参加した138人のうち、「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止に至った者は19人（13.8%）となっている。</p> <p>イ 主要就労支援事業の実施状況</p> <p>102福祉事務所における主要就労支援事業の実施状況を見ると、次のとおり、その実施効果を検証する上で重要となる指標に関する把握や設定の水準が福祉事務所によって区々となっており、事業の効果検証及びその結果に基づく見直しを的確に行うことが困難な状況となっていた。</p> <p>(7) 事業の実施効果の検証指標</p> <p>102福祉事務所においては、次のとおり、主要就労支援事業の実施効果を検証する上で重要となる事業の対象者、参加者及び達成者の把握や設定の水準が事務所によって区々となっている。</p> <p>① 就労可能な被保護者の把握</p> <p>主要就労支援事業の参加者の候補となり得る就労可能な被保護者（事業の対象者）について102福祉事務所における把握状況を見ると、</p> <p>i) 管内の就労可能な被保護者数を整理していないものが10事務所、</p> <p>ii) 就労可能な被保護者の把握に漏れがあるものが8事務所、</p> <p>iii) 把握している就労可能な被保護者数が適切なものとは認められないものが3事務所</p> <p>ある。</p> <p>② 支援事業における参加者の選定</p> <p>支援事業の参加者の選定基準については、平成23年4月連名通知において、i) 稼働能力を有する、ii) 就労意欲が一定程度ある、iii) 就労に当たって阻害要因がない、及びiv) 事業への参加に同意しているという4つの要件全てを満たした者について積極的に選定を行うこととされている。</p> <p>他方、厚生労働省は、選定に当たっては、どのような対象者を重</p>	<p>表3-(1)-⑰</p>
<p>① 就労可能な被保護者の把握</p> <p>主要就労支援事業の参加者の候補となり得る就労可能な被保護者（事業の対象者）について102福祉事務所における把握状況を見ると、</p> <p>i) 管内の就労可能な被保護者数を整理していないものが10事務所、</p> <p>ii) 就労可能な被保護者の把握に漏れがあるものが8事務所、</p> <p>iii) 把握している就労可能な被保護者数が適切なものとは認められないものが3事務所</p> <p>ある。</p>	<p>表3-(1)-⑱</p>
<p>② 支援事業における参加者の選定</p> <p>支援事業の参加者の選定基準については、平成23年4月連名通知において、i) 稼働能力を有する、ii) 就労意欲が一定程度ある、iii) 就労に当たって阻害要因がない、及びiv) 事業への参加に同意しているという4つの要件全てを満たした者について積極的に選定を行うこととされている。</p> <p>他方、厚生労働省は、選定に当たっては、どのような対象者を重</p>	<p>表3-(1)-⑰ (再掲)</p>

<p>点的に支援するかなど、福祉事務所に一定の裁量があるとしている。</p> <p>このため、102 福祉事務所においては、「就労意欲がある程度高く、稼働阻害要因がない比較的就労に結びつきそうな者」を選定するとするものがある一方、「就労意欲はあるものの求職活動に積極的でない者」を選定するとするものや「ある程度就労意欲のある者」を選定するとするものがあるなど、福祉事務所によって、参加者の選定が区々となっている。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑱</p>
<p>③ 主要就労支援事業への参加者の規模</p> <p>102 福祉事務所における主要就労支援事業の参加者について、当該事業の主な対象者と考えられる「その他の世帯」の世帯数を母数として、その割合（以下「参加率」という。）を算定すると、平成 24 年度は、平均参加率が支援事業で 11.2%、支援員活用プログラムで 32.9%となっている。</p> <p>また、これを福祉事務所ごとにみると、厚生労働省が支援事業の参加者の選定に当たっては福祉事務所に一定の裁量があるとしていること等により、参加者の選定内容が必ずしも同じではないこともあって、次のとおり、参加率は福祉事務所によって様々で、この中には、複数年度にわたり低調なものもある。</p> <p>i) 支援事業の参加率について、平均参加率の 1.5 倍以上となる 17%以上のものが 29 事務所ある一方、平均参加率の半分の 5.5%未滿のものが 25 事務所あり、このうち、2.5%未滿のものも 10 事務所ある。</p> <p>ii) 支援員活用プログラムの参加率について、平均参加率の 1.5 倍以上となる 50%以上のものが 21 事務所ある一方、平均参加率の半分の 16.5%未滿のものが 16 事務所あり、このうち、8.0%未滿のものも 8 事務所ある。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑳</p>
<p>④ 主要就労支援事業の達成者の内容</p> <p>主要就労支援事業における事業実施の効果の検証については、自立支援プログラム導入手引で検証方法や検証結果に基づく事務・事業の見直し方法等具体的な内容は示されていない。また、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日付け社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）の別紙である生活保護法施行事務監査事項（以下「監査事項」という。）の着眼点においても、主要就労支援事業に対する検証内容の適切性をチェックすることになっていない。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉑ （再掲） 表 3 - (1) - ㉒</p>
<p>このため、平成 24 年度に支援事業又は支援員活用プログラムを実施した 101 福祉事務所が、事業実施の効果の検証指標とした達成</p>	<p>表 3 - (1) - ㉓</p>

<p>者の定義についてみると、i) 就労・就職とするもの、ii) 就労・就職に増収を含めるもの、iii) 就労・就職に保護の廃止（自立）を含めるもの等、事務所によって区々となっている。</p>	
<p>また、102 福祉事務所のうち、97 事務所では、平成 23 年度において「働きによる収入の増加・取得」により保護を廃止した 4,205 世帯のうち、348 世帯（8.3%）が離職等により 24 年度末までに再び保護の受給（以下「再保護」という。）に至っている。この保護の廃止から再保護までの期間について、「その他の世帯」の再保護ケース 627 世帯（72 事務所）でみると、保護廃止後 6 か月未満で再保護となっているケースが 94 世帯（15.0%）、このうち 40 世帯（42.6%）が 3 か月未満で再保護となっている状況にあるが、達成者のカウントに関し、この点は全く考慮されていない。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉓ - i、ii</p>
<p>このため、平成 23 年度及び 24 年度の支援事業においては、支援事業により就職したが、短期間で離職した者など（2 事務所）があるが、いずれの者も達成者として計上されている。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉔</p>
<p>(イ) 主要就労支援事業の達成率</p>	
<p>平成 24 年度に支援事業又は支援員活用プログラムを実施した 101 福祉事務所における達成率（参加者全体に占める達成者の割合）について、各事務所が整理した参加者数及び達成者数を基に算定すると、支援事業については、これを実施した 86 事務所の平均で 48.9%、支援員活用プログラムについては、これを活用した 82 事務所の平均で 40.5%となる。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉕</p>
<p>これらを福祉事務所ごとにみると、次のとおり、達成率は事務所によって様々で、複数年度にわたり低調のものがあるなど十分な事業の見直しがなされていない状況となっている。</p>	
<p>① 支援事業については、平均達成率より 20 ポイント以上高い達成率 70%以上のものが 15 事務所ある一方、平均達成率より 20 ポイント以上低い達成率 30%未満のものが 26 事務所あり、10%未満のものも 7 事務所ある。</p>	
<p>また、この中には、3 か年連続で達成率が 30%未満のものが 6 事務所あり、このうち、被保護世帯全体に占める「その他の世帯」の割合が 28.4%と全国平均（約 18%）より 10 ポイント以上高いにもかかわらず、特段の見直しがなされないまま、3 か年連続で達成者が皆無となっているもの（1 事務所）や、「その他の世帯」の世帯数が年々増加しているものの、「就労支援事業」による達成者数は年々減少しているもの（1 事務所）がある。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉖ （再掲）</p>
<p>② 支援員活用プログラムについては、平均達成率より 20 ポイント以上高い達成率 60%以上のものが 8 事務所ある一方、平均達成率よ</p>	<p>表 3 - (1) - ㉗ （再掲）</p>

り 20 ポイント以上低い達成率 20%未満のものが 11 事務所あり、このうち 10%未満のものも 4 事務所ある。

また、この中には、3 か年連続で達成率が 20%未満のものが 3 事務所ある。

ウ 福祉事務所と安定所との連携状況

102 福祉事務所の支援事業における安定所との連携状況についてみると、支援事業の対象者の捉え方が異なる、地域協議会が開催されていないなど、両者の連携が不十分なこと等が原因となって支援事業の実施が困難となっているものが 6 事例ある。

エ 主要就労支援事業に対する現業員の意識

102 福祉事務所の現業員に対して実施した意識調査の結果では、「現在実施されている被保護世帯の経済的な自立を目指す支援事業を始めとした各種事業・取組は、十分な効果を上げていると思いますか」という問いに対して、「そうだと思う」と回答した者は 45.0%、「そうだとは思わない」と回答した者は 52.7%であった。

また、「そうだとは思わない」と回答した現業員における、効果が上がっていると思わない部分についての主な意見は、i) 就労意欲が低い者への就労支援に関するもの、ii) 安定所等関係機関等との連携に関するもの、iii) 生活保護の制度・仕組み・手続に関するものとなっており、この中には、評価の指標として、就労者数が妥当か疑問であり、そこを検討しないと就労支援の効果があるかどうかは分からないとする意見もあった。

【所見】

したがって、厚生労働省は、主要就労支援事業の的確な見直し及び改善を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 主要就労支援事業について、国、各福祉事務所等における適切な効果の検証及び的確な見直しが可能となるよう、i) 事業の対象者、参加者、達成者等の事業効果を検証するための指標の内容（計上対象者の範囲等）、ii) 事業の対象者に占める参加者の割合を加味した事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等について、その目安を保護の実施機関に示すこと。また、これに沿った福祉事務所等における適切な事業効果の検証等について、保護の実施機関に対し指導すること。
- ② ①において保護の実施機関に対して指導した事項について、その履行状況の確認を監査事項に着眼点として明示するとともに、監査時に当該履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。
- ③ 支援事業の実績が低調な福祉事務所について、安定所と十分な連携が

表 3 - (1) - ㊸

<p>図られていない場合には、都道府県労働局及び当該安定所の管轄区域内にある福祉事務所を管理する保護の実施機関に対し、地域協議会の活用等により、安定所と福祉事務所との間の日常的な連携の確保に向けた取組が行われるよう指導すること。</p>	
--	--

表 3 - (1) - ① 世帯類型別の保護世帯数の構成割合の内訳

単位：世帯、%

	平成15年度	25年 7月
被保護世帯総数	939,733 (100.0%)	1,580,991 (100.0%)
その他の世帯	84,941 (9.0%)	289,256 (18.3%)
高齢者世帯	435,804 (46.4%)	715,072 (45.2%)
母子世帯	82,216 (8.7%)	111,448 (7.0%)
傷病・障害者世帯	336,772 (35.8%)	465,215 (29.4%)

(注) 1 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

表3-1(1)-② 保護開始世帯数と廃止世帯数の年次推移(世帯類型別)

	平成14年		15年		16年		17年		18年					
	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止				
総数	16,894	10,817	6,077	19,440	12,965	6,475	17,050	11,758	15,662	11,757	3,905	15,348	11,670	3,678
高齢者世帯	4,137	2,854	1,283	4,615	3,317	1,298	4,235	3,284	3,600	3,324	276	3,774	3,578	196
うち単身世帯	3,262	2,550	712	3,784	2,992	792	3,426	2,986	2,964	3,051	-87	3,155	3,327	-172
母子世帯	1,591	616	975	1,690	658	1,032	1,598	755	1,435	790	645	1,430	812	618
傷病者世帯	7,782	5,562	2,220	9,127	6,567	2,560	7,535	5,295	6,928	5,013	1,915	6,672	4,652	2,020
うち単身世帯	6,748	5,130	1,618	8,094	6,133	1,961	6,566	4,873	5,971	4,593	1,378	5,794	4,273	1,521
障害者世帯	595	468	127	789	568	221	725	499	799	646	153	908	681	227
うち単身世帯	453	378	75	603	467	136	547	400	633	557	76	742	575	167
その他の世帯	2,789	1,317	1,472	3,219	1,855	1,364	2,957	1,925	2,900	1,984	916	2,564	1,947	617
うち単身世帯	1,834	906	928	2,182	1,335	847	2,065	1,429	2,048	1,463	585	1,802	1,426	376

	19年		20年		21年		22年		23年					
	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止				
総数	13,885	10,404	3,481	16,310	11,198	5,112	25,227	11,641	24,088	13,070	11,018	20,521	13,841	6,680
高齢者世帯	3,552	3,506	46	4,188	3,953	235	5,609	4,079	5,873	4,621	1,252	5,366	4,793	573
うち単身世帯	2,937	3,218	-281	3,436	3,681	-245	4,641	3,803	4,892	4,305	587	4,628	4,568	60
母子世帯	1,312	729	583	1,414	715	699	1,934	689	2,070	597	1,473	1,738	739	999
傷病者世帯	5,724	3,956	1,768	6,506	4,016	2,490	7,482	3,580	6,339	3,327	3,012	5,350	3,172	2,178
うち単身世帯	4,979	3,654	1,325	5,602	3,746	1,856	6,412	3,322	5,338	3,040	2,298	4,601	2,898	1,703
障害者世帯	821	667	154	978	731	247	1,120	725	1,249	840	409	1,123	1,010	113
うち単身世帯	676	582	94	816	642	174	912	635	1,019	737	282	935	887	48
その他の世帯	2,476	1,546	930	3,224	1,783	1,441	9,082	2,568	8,557	3,685	4,872	6,944	4,127	2,817
うち単身世帯	1,678	1,147	531	2,151	1,280	871	6,551	2,027	6,319	2,932	3,387	5,211	3,225	1,986

(注) 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

表 3 - (1) - ③ 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書（抜粋）

<p>IV 生活保護制度の見直しについて</p> <p>2. 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について</p> <p>○ <u>保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を行うことが必要である。</u>このため、生活保護受給者への支援の中で、そのような取組を促す見直しを行う必要がある。</p> <p>(1) 保護開始段階での取組について</p> <p>○ <u>稼働可能層の自立支援が、しっかり行われることが特に重要</u>である。その際、生活保護の受給に至った者が、就職できないという状況が長く続くと、自立が困難になってくる傾向があるため、早期に対策を講じることが必要である。</p> <p>○ このため、<u>就労可能な者については、就労による保護からの早期脱却を図るため、保護開始時点で例えば6月間を目途に、生活保護受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、そのことについて本人の納得を得て集中的な就労支援を行うことが必要</u>である。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (1) - ④ 「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」(平成 14 年 3 月 29 日付け社援発第 0329024 号厚生労働省社会・援護局長通知)
(抜粋)

<p>2 対象者</p> <p>保護の実施機関が <u>就労可能と判断する被保護者</u>（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護者も含む。）</p> <p>なお、自立支援プログラムその他の実施機関による就労支援対策が実施され、当該被保護者の就労・求職状況が把握されている場合は対象としないものとする。また、対象者として選定する際には、支援方針にその旨記載するなど、実施機関としての方針を明確にすること。</p> <p>4 就労・求職状況管理台帳の整備</p> <p><u>保護の実施機関は、収入申告及び稼働能力活用状況の申告又は稼働能力の活用状況を把握するため、就労可能な被保護者ごとに、別紙 3 を参考として「就労・求職状況管理台帳」を作成すること。</u></p> <p>就労可能な被保護者が収入申告及び求職活動状況の申告を行ったときは、就労・求職状況管理台帳にその旨記載し、収入額、就労日数、求職活動日数等その概要についても記載すること。</p> <p>なお、被保護者から提出された申告書等については、個別のケース台帳において保管し、また、就労・求職状況について、被保護者から聞き取った内容は、ケース記録に記載する</p>

こと。

(注) 下線は当省が付した。

表3- (1)-⑤ 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)(抜粋)

今般、生活保護制度について、経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するため、その具体的実施手段として「自立支援プログラム」の導入を推進していくこととしたので、平成17年度においては、別紙の諸点に留意しつつ、自立支援プログラムによる自立支援に積極的に取り組まれるとともに、都道府県におかれては管内実施機関に周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

(別紙)

平成17年度における自立支援プログラムの基本方針

第1 自立支援プログラム導入の趣旨

- 略
- 略

なお、全ての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えているものと考えられ、またこうした課題も多様なものと考えられる。このため、自立支援プログラムは、就労による経済的自立(以下「就労自立」という。)のためのプログラムのみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること(以下「日常生活自立」という。)、及び社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること(以下「社会生活自立」という。)を目指すプログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにする必要がある。

第2 実施機関における自立支援プログラムの策定の流れ

1 管内の被保護者の状況把握

実施機関においては、管内の被保護世帯の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握する必要がある。

この際、被保護世帯を年齢別、世帯構成別、自立阻害要因別等に類型化するとともに、必要と考えられる自立支援の方向性を明確化する。

2 個別支援プログラムの整備

(1)・(2) 略

(3) 個別支援プログラムの整備方法

略

この際、他の実施機関における取組事例等を積極的に参考とするほか、専門的知識を有する者の非常勤職員や嘱託職員等としての雇用、地域の適切な社会資源（民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等）への外部委託（アウトソーシング）等により、実施体制の充実を積極的に図るとともに、セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助を積極的に活用する。

表 3 - (1) - ⑥ 「自立支援プログラム導入のための手引（案）について」（平成 17 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）抜粋

～はじめに～

平成 17 年度から生活保護制度において自立支援プログラムの導入を推進していくこととしている。この手引（案）は、自立支援プログラムを実施機関が策定し、運用するに当たって留意すべき事項や参考となると考えられる事項等を、厚生労働省社会・援護局保護課において取りまとめたものである。

しかし、自立支援プログラムは、実施機関が、管内の被保護世帯の実状や社会資源の状況を踏まえつつ、その自主性・独自性を生かして策定・運用していただくことが効果的であると考えている。（以下、略）

別紙

自立支援プログラム導入のための手引（案）

第 2 実施機関における自立支援プログラムの策定の流れ

3 個別支援プログラムの見直し等

個別支援プログラムについては、実施の状況、その効果等についての評価を随時及び定期的に実施し、これに基づいて必要な見直し等を行うことにより、その充実を図るよう努められたい。

表 3 - (1) - ⑦ 「「福祉から就労」支援事業の実施について」（平成 23 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 20 号・社援発 0401 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）抜粋

（別添）

「福祉から就労」支援事業実施要領

2 事業の概要

安定所は、地方公共団体の管理に属する福祉事務所その他の行政機関等（以下「福祉事務所等」という。）の長等から安定所長に就労支援の要請があった者（以下「支援候補者」という。）のうち、下記 5 (1) の生活保護受給者等就労支援チーム（以下「就労支援チーム」という。）が支援事業により就労支援をすることが適当であると認めた者（以下「支援対象

者」という。)に対し、福祉事務所等の職員や関係機関と連携を図りつつ、就労支援を行う。
就労支援に当たっては、就労支援チームが、個別の面接を行うとともに、就労支援プランの策定、職業準備プログラムのメニュー（以下「プログラムメニュー」という。）の選定、就労支援メニュー（以下「支援メニュー」という。）の選定等の支援方針の決定を行うとともに、決定された支援方針に基づき、福祉事務所等と安定所が連携して就労支援を実施する。

6 支援対象者の範囲

支援対象者の範囲は、生活保護受給者等であって、就労支援チームが、次の（１）から（４）のすべての条件を満たし、本事業の活用が効果的な者とし、協定に位置づけた目標を踏まえ、積極的な選定を行うこととする。

（１）稼働能力を有する者

身体的・精神的側面から判断して、稼働能力を有し、就労が可能な状態にある者を対象とする。

本人から傷病や障害のため就労が困難であるとの申立てがあり、福祉事務所等による病状等の調査が不十分な者や、福祉事務所等が長期的な自立目標を達成するためにはさらに健康状態の回復に努めるべき者と判断した者等は対象としない。

（２）就労意欲が一定程度ある者

長期間就労の経験がない等の理由により、就労意欲が著しく低い者等については、就労支援の効果が見込めないことから、就労意欲が一定程度ある者を対象とする。

なお、就労意欲が著しく低い者について、国・地方公共団体が行う就労意欲の喚起・向上に係る支援（国・地方公共団体がNPO法人等に委託して実施する支援を含む。以下「意欲喚起・向上支援」という。）と連携して支援することにより、支援期間内に就労意欲が一定程度醸成されることが見込まれる場合は対象とする。

（３）就労に当たって阻害要因がない者

就労に当たって阻害要因がない者を対象とする。

なお、家族の介護が常時必要である等の就職に当たって阻害要因がある者であっても、就労活動開始時点において、阻害要因が解消され、就労が可能と見込まれる場合には対象とする。

（４）事業への参加に同意している者

事業への参加に同意している者を対象とし、福祉事務所等又は安定所における事業への積極的な参加の勧奨にもかかわらず事業への参加に同意しない者は対象としない。

表 3- (1) - ⑧ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知）抜粋

(別添 1)

自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領

3 事業内容

(1) 就労支援事業

就労支援員、キャリアカウンセラー等を確保し、就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等を行い、就労による経済的自立の支援を図る。

表3-1-9 平成25年行政事業レビューシート（事業名：「福祉から就労」支援事業費）（抜粋）

成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標
	①支援対象者数7万人以上 ②就職者数3万人以上 (平成23年度は、支援対象者の就職率40%以上)

(注) 厚生労働省の資料による。

表3-1-10 実績評価書（施策目標名：生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること（施策目標VII-1-1））（抜粋）

測定指標	指標1 自立支援プログラムの策定数	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		—	2,869	3,605	3,787	3,864	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	指標2 自立支援プログラムの各年度の参加者数	基準値	実績値					目標値
		—	101,232	129,138	174,314	213,613	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	指標3 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	基準値	実績値					目標値
		—	18,171	17,190	17,102	21,542	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	指標4 住宅手当受給中に常用就職した者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	—	—	7.8	30	37.3	前年度末以上
	年度ごとの目標値	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上
	指標5 指導監査の実施率	基準値	実績値					目標値
		—	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	集計中	100.0%
	年度ごとの目標値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○自立支援プログラムの策定数、参加者数、自立支援プログラムにより就労・増収した者の数(指標1、指標2、指標3)は平成22年度までの実績において、増加傾向にあり、目標を達成しています。就労支援に特化した就労支援員を福祉事務所に増員するとともに、就労支援担当者の研修会を開催し、自立支援プログラムの好事例を紹介するなど、効果的な支援の実施に努めています。</p> <p>○住宅手当受給中に常用就職した者の割合(指標4)は増加しており、目標を達成しています。住宅手当受給者に対して就労支援を行う支援員を配置することや、失業により生活に困窮しているなどの要件を満たした者に対しては、生活の立て直しのための総合支援資金貸付を行うなど、住宅手当による居住支援のみならず、総合的な支援の実施に努めています。</p> <p>○指導監査の実施率(指標5)は、平成22年度までの実績において、目標をほぼ達成しています。実施に当たっては、その実施計画を策定するとともに、福祉事務所ごとの過去の監査結果、最近の保護の動向等を勘案して、保護の開始及び廃止時における対応の適正実施や課税調査等の不正受給防止に係る対応の徹底など、監査の重点事項を定めるなど、効果的な監査指導を実施するよう努めています。</p>
	効率性の評価	<p>○自立支援プログラムは、自治体ごとにさまざまなプログラムを策定していますが、そのうち福祉事務所の就労支援員を活用した自立支援プログラムについては、厳しい雇用失業情勢の中、その財政効果(生活保護受給者が就労により増収や保護から脱却したことによる効果額(推計)ー就労支援員に係る予算執行額)は、毎年度増加(※)しており、効果的な取組が行われていると考えられます。</p> <p>(※)約29.2億円(平成20年度) 約29.8億円(平成21年度) 約30.7億円(平成22年度)</p> <p>○各年度ごとの住宅手当の新規決定件数に対する常用就職者数の割合は毎年度増加しており、効果的な支援が実施されていると考えられます。</p>

(注) 厚生労働省の資料による。

表 3 - (1) - ⑪ 就労支援等の状況調査（平成 24 年度）（抜粋）

① 就労支援プログラムによる就労支援の取組結果、通常ケースワーク（助言）による就労支援の取組結果
<ul style="list-style-type: none"> i 「福祉から就労」支援事業におけるチーム支援 対象者（対前年増加率）：36,407 人（47.0%） 就労・増収者（対前年増加率）：21,610 人（61.2%） 就労・増収率：59.4% ii 福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム（就労支援事業） 対象者（対前年増加率）：93,531 人（15.9%） 就労・増収者（対前年増加率）：41,580 人（34.1%） 就労・増収率：44.5% iii 福祉事務所における上記 ii 以外の就労支援プログラム 対象者（対前年増加率）：15,517 人（-24.6%） 就労・増収者（対前年増加率）：4,546 人（-14.4%） 就労・増収率：29.3% iv （参考）ケースワーカーによる就労支援 対象者（対前年増加率）：231,318 人（-6.0%） 就労・増収者（対前年増加率）：40,805 人（1.7%） 就労・増収率：17.6%
② 就労支援の状況（世帯類型別）
<ul style="list-style-type: none"> i 就労支援の対象者の 7 割はその他世帯に属する稼働年齢層にある者 ii 就労支援の対象者のうち、就労・増収者の割合は 42.9% iii 就労支援の対象者のうち、廃止者の割合は 8.9%
③ 就労支援の状況（年齢別）
<ul style="list-style-type: none"> i 年齢別の就労支援の対象者の 7 割以上が 40 代以上。50 代以上でも 4 割を超えている。 ii 若年齢であるほうが就労・増収率ならびに廃止率が高い傾向にある。
④ 就労支援の状況（最終学歴別）
<ul style="list-style-type: none"> i 就労支援の対象者の最終学歴は、約 9 割が高等学校卒以下。うち、最終学歴が中学校卒の者は 43.6% ii 就労・増収率および廃止率は、最終学歴が高いほど高くなる傾向にある。
⑤ 就労支援開始から就労開始までの期間
<ul style="list-style-type: none"> i 就労・増収者の約 7 割は、就労支援開始から 6 か月以内に、就労開始となっている。 ii 就労・増収者の割合は、就労支援が開始されてからの期間が短いほど高く、長期化するほど低くなる傾向

- ⑥ 就労支援の実績（雇用形態と就労・増収、廃止の関係）
- i 就労・増収者の雇用形態は、正社員が 16.5%、その他非正規雇用の者は 83.5%
 - ii 就労・増収者のうちの廃止者については、正社員の割合が 29.5%
 - iii 正社員とその他非正規雇用の者の収入について、平均削減額の差は 17.1 千円／月、廃止者の平均削減額の差は 16.9 千円／月と、正社員雇用となったの方が削減額は多い傾向にある。
- ⑦ 就労支援の実績（年齢と収入の関係）
- i 就労・増収者一人当たりの平均保護費削減額は 45.5 千円／月。廃止者の平均保護費削減額は 102.9 千円／月。
 - ii 一人当たりの平均保護費削減額がもっとも高いのは、40 代
 - iii 40 代をピークに徐々に削減額は上がるが、50 代以降は減少していく傾向
- ⑧ 就労支援の実績（職種と就労・増収、廃止の関係）
- i 24 年度に就労・増収した就職先は清掃、生産・製造、接客・給仕の順
 - ii 各職種ごとの就労・増収した者のうち、保護廃止となった職種は建設・土木、輸送機械運転、営業の順
 - iii 清掃は就労・増収者割合ではもっとも高いが、廃止率はもっとも低い
- ⑨ 年齢と学歴の関係（正社員雇用の割合）
- i 若年齢で学歴が高いほど、正社員雇用となる傾向が高い
 - ii 10 代で最終学歴が中学校卒の場合、正社員雇用となる割合は 60 代に次いで低い
 - iii 一方で、10 代で最終学歴が高等学校卒となると、10 代の正社員雇用の割合は 26% となる。

(注) 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

表3-(1)-⑫ 「福祉から就労」支援事業の実績について

都道府県	平成24年度				
	支援対象者数	就職者数			
		うち生活保護受給者	うち生活保護受給者		
1	北海道	3,140	2,212	2,299	1,635
2	青森	714	205	556	110
3	岩手	791	469	568	329
4	宮城	668	457	413	253
5	秋田	548	221	401	145
6	山形	1,015	226	852	95
7	福島	476	302	296	169
8	茨城	922	550	511	273
9	栃木	834	649	366	277
10	群馬	1,272	602	836	299
11	埼玉	4,494	3,076	2,486	1,696
12	千葉	2,249	1,176	910	472
13	東京	6,804	4,662	4,906	3,514
14	神奈川	1,955	1,511	1,287	966
15	新潟	863	538	563	296
16	富山	632	244	481	99
17	石川	254	148	148	79
18	福井	417	190	249	105
19	山梨	299	204	187	125
20	長野	1,587	589	802	238
21	岐阜	1,903	743	834	383
22	静岡	1,572	900	1,045	586
23	愛知	1,142	986	624	538
24	三重	921	526	569	359
25	滋賀	813	359	424	194
26	京都	1,326	629	745	338
27	大阪	4,162	2,907	2,872	1,978
28	兵庫	3,296	1,236	2,009	614
29	奈良	270	144	201	102
30	和歌山	875	519	370	174
31	鳥取	1,057	398	558	167
32	島根	418	245	264	133
33	岡山	607	471	302	202
34	広島	2,223	1,376	1,117	644
35	山口	1,615	769	1,063	459
36	徳島	900	348	638	248
37	香川	375	192	222	119
38	愛媛	707	350	433	202
39	高知	607	356	403	206
40	福岡	3,517	1,584	2,350	968
41	佐賀	1,040	459	575	220
42	長崎	775	506	507	295
43	熊本	772	619	551	435
44	大分	786	372	498	168
45	宮崎	837	424	573	254
46	鹿児島	758	603	466	368
47	沖縄	450	155	297	81
	計	63,658	36,407	39,627	21,610

(注) 厚生労働省の資料による。

表3- (1) - ⑬ 「生活福祉・就労支援協議会の設置について」(平成22年2月19日
付け職発0219第3号・能発0219第2号・雇児発0219第3号・社援発
0219第4号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長、雇用均等・
児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)(抜粋)

(別添)

生活福祉・就労支援協議会設置要領

1 目的

住居・生活に困窮する離職者に対しては、その住居の確保、生活支援及び就労支援を図るための第2のセーフティネットと呼ばれる各種支援施策が整備されてきているところであるが、これらの支援施策の効果を高め、対象者が安定的な就労機会を確保して生活再建を図ることができるようにするためには、これらの支援施策の実施機関である福祉部門と雇用部門の各機関が密接な連携を図っていくことが重要である。

また、生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当受給者等に対する就労支援を行う「福祉から就労」支援事業の実施に当たって、生活保護、児童扶養手当、住宅手当等の支給等を担当する福祉部門と雇用部門の各機関が、就労支援の目標を共有するとともに、就労支援における役割分担と連携方法を明確にし、効果的・効率的な就労支援を実施していくことが重要である。

あわせてこれらの支援施策や事業の対象者は、多重債務やこころの悩みを抱える者も少なくなく、自殺対策の推進の観点からも、それらの者を専門的な相談窓口に的確につないでいく配慮も必要である。

このため、各都道府県及び地域(原則として一つの公共職業安定所(以下「安定所」という。)の管轄区域をいうが、同一の地域労働市場圏内や住民の日常生活活動の地域範囲内に複数の安定所が設置されている場合は、当該複数の安定所の管轄区域をいう。以下同じ。)において、福祉部門及び雇用部門の各機関の間において連携・協力を図るための具体的な協議や調整等を行うことを目的として、各機関の実務責任者から構成される「生活福祉・就労支援協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の設置単位と名称

協議会は、都道府県及び地域を単位として設置する。

原則として、都道府県単位の協議会(以下「都道府県協議会」という。)の名称は「〇〇県生活福祉・就労支援協議会」、地域単位の協議会(以下「地域協議会」という。)の名称は「〇〇地域生活福祉・就労支援協議会」とする。

なお、協議事項が広範囲にわたったり技術的事項について実務的な検討が必要である場合等であって、協議会の会合の中では取り扱いきれない場合においては、協議会の下に、適宜分科会や専門委員会を置いてこれに検討・協議を委ねることとして差し支えない。

4 協議事項

(2) 協議事項

イ 各支援施策・事業の実施状況及び成果の確認と検証

①～④ 略

⑤ 各支援施策・事業を通じた成果の確認と検証（各支援施策全体で、どのくらいの住居・生活に困窮する離職者に対して支援を行うことができ、その就労自立に成果をあげたか。「福祉から就労」支援事業を通じてどのくらいの支援対象者の就労自立を実現できたか。）

ウ 各種支援施策・事業の運用上の問題点・課題の検討

各種支援施策・事業を実施するために関係機関の間で行う連携（周知・誘導・連絡・通報・調整・要請等）において発生している運用上の問題点・課題を整理し、その解決策を検討する。特にアドバイザーから誘導した対象者が結果として誘導先の施策を受けられているかどうか、住宅手当など第2のセーフティネット関連施策の対象者について連携した就労支援が行われているかの現状を点検し、それが実現できていない場合は、その原因を分析し対策を検討する。

（注）なお、協議会では解決できない制度上の問題点・課題については、担当部局を通じて本省の担当部局に報告する。

表3-(1)-⑭ 廃止理由別保護廃止世帯数の年次推移（平成20～24年度）

単位：世帯、%

年 度		平成20	21	22	23	24
廃止世帯数		22,444 100.0%	26,281 100.0%	27,775 100.0%	29,561 100.0%	29,390 100.0%
廃止理由の内訳	傷病治癒	2,295 10.2%	424 1.6%	310 1.1%	229 0.8%	165 0.6%
	死亡	6,728 30.0%	7,306 27.8%	8,120 29.2%	8,394 28.4%	8,499 28.9%
	失踪	2,194 9.8%	2,703 10.3%	3,010 10.8%	2,895 9.8%	2,729 9.3%
	働きによる収入の増加・取得	2,140 9.5%	2,495 9.5%	3,019 10.9%	3,792 12.8%	4,167 14.2%
	働き手の転入	192 0.9%	146 0.6%	162 0.6%	152 0.5%	166 0.6%
	社会保障給付金の増加	934 4.2%	1,406 5.3%	1,403 5.1%	1,262 4.3%	986 3.4%
	仕送りの増加	131 0.6%	126 0.5%	151 0.5%	153 0.5%	173 0.6%
	親類縁者等の引取り	607 2.7%	630 2.4%	717 2.6%	735 2.5%	859 2.9%
	施設入所	347 1.5%	376 1.4%	429 1.5%	426 1.4%	392 1.3%
	医療費の他法負担	92 0.4%	92 0.4%	112 0.4%	129 0.4%	102 0.3%
	ケース移管	2,908 13.0%	3,767 14.3%	4,004 14.4%	4,350 14.7%	4,092 13.9%
	その他	3,876 17.3%	6,810 25.9%	6,338 22.8%	7,044 23.8%	7,060 24.0%

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、平成20年度から24年度までの各年度の廃止理由別廃止世帯数が全て確認できた84事務所について集計した。
 3 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

表3-(1)-⑮ 主要就労支援事業による保護廃止への貢献度（平成22～24年度）

単位：世帯、人、%

	平成22年度	23年度	24年度
「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止世帯数 a	2,524	3,738	4,356
主要就労支援事業による廃止者数 b	390	818	1,296
b/a	15.5	21.9	29.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、主要就労支援事業による廃止者数が確認できた89事務所について集計した。

表3-(1)-⑯ 主要就労支援事業による就労可能な被保護者の保護廃止率（平成22～24年度）

単位：人、%

	平成22年度	23年度	24年度
就労・求職状況管理台帳登載者数 a	13,469	16,140	28,354
主要就労支援事業による廃止者数 b	218	289	810
b/a	1.6	1.8	2.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、主要就労支援事業による廃止者数が確認できた54事務所について集計した。

表 3 - (1) - ⑰ 主要就労支援事業へ参加し、「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止に至った者の数

単位：人、%

	参加者数 a	「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止に至った者数 b	b / a
支援事業	33	7	21.2
支援員活用プログラム	138	19	13.8
合計	171		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年4月から9月までの間に保護を開始した「その他の世帯」に属する被保護者（830人）のうち、支援事業又は支援員活用プログラムへの参加が確認できた171人（59福祉事務所）の25年8月末現在の保護状況について作成した。

表 3 - (1) - ⑱ 主要就労支援事業の参加者候補となり得る就労可能な被保護者の把握状況

区 分	把握状況	事務所数
就労・求職状況管理台帳の未整備	就労・求職状況管理台帳を整備しておらず、管内の就労可能な被保護者数も整理していないもの	10
就労・求職状況管理台帳の記載不備又は不適切な記載	稼働収入の無申告による不正受給をしていた稼働年齢層にある被保護者を就労・求職状況管理台帳に登載しておらず、就労可能な被保護者数の把握に漏れがみられるもの	8
	「その他の世帯」の世帯数と比べて就労・求職状況管理台帳登載者数が極端に少ないなど、就労可能な被保護者数が適切なものと認められないもの	3

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (1) - ⑲ 福祉事務所における支援事業の対象者の選定に係る相違の状況

No.	支援事業の対象者の選定状況
例 1	就労意欲がある程度高く、稼働阻害要因がない者であり、自立に対する意欲がある比較的就労に結びつきそうな被保護者を選定
例 2	原則、30 歳、40 歳代の稼働能力のある者を選定
例 3	全く就労意欲のない者や自ら求職活動を行う者を除く、ある程度就労意欲のある者など幅広く対象
例 4	稼働能力があり未就労者の中から、就労意欲はあるものの求職活動に積極的でない者を選定
例 5	稼働能力があり未就労の者の中から現業員の意見も踏まえ、就労意欲が高く、自立の可能性の高い者（職歴・資格などを有する者）で、公共職業安定所の同意が得られると思われる者を選定
例 6	15 歳から 64 歳の稼働年齢層にある者のうち、就労意欲が高い者を選定

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (1) - ㊹ 主要就労支援事業への参加率（平成 24 年度）

支援事業 (86 福祉事務所)	平均参加率	11.2%
	参加率 17%（平均参加率の 1.5 倍）以上	29 事務所
	参加率 17%以上 20%未満	4 事務所
	参加率 20%以上 30%未満	9 事務所
	参加率 30%以上 40%未満	3 事務所
	参加率 40%以上 50%未満	2 事務所
	参加率 50%以上	11 事務所
	参加率 5.5%以上 17%未満	32 事務所
	参加率 5.5%（平均参加率の 2 分の 1）未満	25 事務所
	参加率 2.5%以上 5.5%未満	15 事務所
	参加率 2.5%未満	10 事務所
過去 3 か年（22～24 年度）連続で参加率 5.5%未満	15 事務所	
支援員活用プログラム (82 福祉事務所)	平均参加率	32.9%
	参加率 50%（平均参加率の 1.5 倍）以上	21 事務所
	参加率 16.5%以上 50%未満	45 事務所
	参加率 16.5%（平均参加率の 2 分の 1）未満	16 事務所
	参加率 8.0%以上 16.5%未満	8 事務所
	参加率 8.0%未満	8 事務所
	過去 3 か年（22～24 年度）連続で参加率 16.5%未満	7 事務所

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象 102 福祉事務所のうち、平成 24 年度において支援事業を実施した 86 事務所及び支援員活用プログラムを実施した 82 事務所の実績があるものについて作成した。

3 参加率は、「その他の世帯」の世帯数に占める支援事業又は支援員活用プログラムへの参加者の割合をいう。

表 3 - (1) - ㉑ 「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成 12 年 10 月 25 日
付け社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知)(抜粋)

別紙	
生活保護法施行事務監査事項	
主眼事項	着眼点
1 保護の適正実施の推進 (2) 保護受給中における指導援助の推進	6 個別具体的な指導援助の充実 (1) 稼動年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況 ウ 就労に関する個別支援プログラムを積極的に活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。

表 3 - (1) - ㉔ 主要就労支援事業の達成者の定義（平成 24 年度）

事業の別	達成者の定義状況	事務所数
支援事業 (86 福祉事務所)	i) 就労・就職とするもの	34 事務所
	ii) 就労・就職に増収を含めるもの	47 事務所
	iii) 就労・就職に保護の廃止（自立）を含めるもの	3 事務所
	iv) 就労・就職に職場定着を含むもの	1 事務所
	v) 就労・就職に 1 円以上の収入認定を含むもの	1 事務所
支援員活用プログラム (82 福祉事務所)	i) 就労・就職とするもの	33 事務所
	ii) 就労・就職に増収を含めるもの	44 事務所
	iii) 就労・就職に保護の廃止（自立）を含めるもの	4 事務所
	v) 就労・就職に 1 円以上の収入認定を含むもの	1 事務所

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象 102 福祉事務所のうち、平成 24 年度において支援事業を実施した 86 事務所及び支援員活用プログラムを実施した 82 事務所の実績があるものについて作成した。

表 3 - (1) - ㉓ - i 平成23年度に「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止となった世帯のうち、離職等により24年度末までに再保護に至ったケース等

単位：世帯、%

平成23年度の「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止世帯数	4,205
うち離職等により24年度末までに再保護となったケース	348 (8.3)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、「働きによる収入の増加・取得」による保護の廃止世帯数を確認できた97事務所について作成した。

表 3 - (1) - ㉓ - ii 平成23年度に保護が廃止となった世帯で24年度末までに再保護となった「その他の世帯」のうち、「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止から再保護までの期間別世帯数

単位：世帯、%

平成23年度に保護が廃止となった世帯で24年度末までに再保護となった「その他の世帯」ケース a	627	
「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止から再保護までの期間	1か月未満	3
	1か月以上2か月未満	21
	2か月以上3か月未満	16
	小計 b (b/c)	40 (42.6)
	3か月以上4か月未満	13
	4か月以上5か月未満	25
	5か月以上6か月未満	16
	計 c (c/a)	94 (15.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、平成23年度に保護が廃止となった世帯で24年度末までに再保護となった「その他の世帯」のケースが確認された72事務所について作成した。

表 3 - (1) - ㉔ 主要就労支援事業の実施状況の例

具体的な例	事務所数
<p>○主要就労支援事業により就労又は保護の廃止に至ったものの、短期間で離職又は再度の保護受給となったケースが発生している例</p> <p>(その1)平成24年度においては、支援事業により参加者4人のうち2人(達成率50.0%)が就労に至っているが、当該2人は約半月、約1か月と、短期間で離職している。</p> <p>また、同年度において、支援員活用プログラムの支援を受け就労した23人のうち12人(52.2%)が離職している(25年8月末現在)。</p> <p>(その2)被保護者は、平成23年度に支援事業等の支援を受け就労し、「働きによる収入の増加・取得」により保護が廃止となったものの、その後、体調悪化により自己退職し、保護の廃止から6か月後に再度保護の受給に至っている。なお、同年度における支援事業の達成率は、67.9%となっている。</p>	2
<p>○「その他の世帯」の構成割合が全国平均より10ポイント上回っているものの、支援事業による達成者が3か年連続して皆無となっている例</p> <p>平成24年度における被保護世帯を世帯類型別にみると、「その他の世帯」が全国平均(約18%)より10ポイント高い28.4%となっているが、同年度における支援事業の実績は、参加者4人、達成者(就職者)0人と低調となっている。なお、この傾向は、平成22年度、23年度も同様である。</p> <p>(低調となっている理由・背景事情)</p> <p>① 就労支援に関する専門的知識・経験を有していないため、特段の対応は行っていないとしており、支援事業以外の就労支援プログラムについても、3か年の実績は皆無となっていること。</p> <p>② 支援事業の支援対象者(参加者)の支援を専担する就職支援ナビゲーターが配置されていないこと。</p> <p>③ 関係機関の間で支援事業に対する認識に相当ズレがあるとされていること。</p>	1
<p>○「その他の世帯」の世帯数は年々増加しているものの、「就労支援事業」による参加者数及び達成者数は年々減少している例</p> <p>支援事業、支援員活用プログラム等を一体とした就労支援事業の平成22~24年度の3か年における「その他の世帯」の世帯数、当該事業の参加者数、達成者(就職者)数の推移をみたところ、「その他の世帯」の世帯数は年々増加(平成22年度41世帯、23年度42世帯、24年度61世帯)しているものの、当該事業による参加者数及び達成者数は年々減少(参加者数:22年度81人、23年度46人、24年度14人。達成者数:22年度24人、23年度15人、24年度4人)している。</p>	1

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (1) - ㊸ 主要就労支援事業の達成率（平成 24 年度）

支援事業 (86 事務所で実施)	平均達成率	48.9%
	達成率 70%（平均達成率に 20 ポイント加算）以上	15 事務所
	達成率 70%以上 80%未満	6 事務所
	達成率 80%以上	9 事務所
	達成率 30%以上 70%未満	45 事務所
	達成率 30%（平均達成率から 20 ポイント減算）未満	26 事務所
	達成率 20%以上 30%未満	12 事務所
	達成率 10%以上 20%未満	7 事務所
	達成率 10%未満	7 事務所
	過去 3 か年（22～24 年度）連続で達成率 30%未満	6 事務所
支援員活用プログラム (82 事務所で実施)	平均達成率	40.5%
	達成率 60%（平均達成率に 20 ポイント加算）以上	8 事務所
	達成率 60%以上 70%未満	5 事務所
	達成率 70%以上 80%未満	2 事務所
	達成率 80%以上	1 事務所
	達成率 20%以上 60%未満	63 事務所
	達成率 20%（平均達成率から 20 ポイント減算）未満	11 事務所
	達成率 10%以上 20%未満	7 事務所
	達成率 10%未満	4 事務所
	過去 3 か年（22～24 年度）連続で達成率 20%未満	3 事務所

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象 102 福祉事務所のうち、平成 24 年度において支援事業を実施した 86 事務所及び支援員活用プログラムを実施した 82 事務所の実績があるものについて作成した。

3 達成率は、福祉事務所等が把握する支援事業又は支援員活用プログラムへの参加者数に占める達成者の割合をいう。なお、一部の事務所については、当該自治体全域のデータを計上し算出した。

4 一部の事務所では、支援事業と支援員活用プログラムとを一体的に実施している。

表 3 - (1) - ㊸ 福祉事務所と安定所との連携状況の例

区 分	連携不十分な状況	事例数
主に両者間の意思の疎通に起因するもの	(例 1) 支援事業の対象者の捉え方が福祉事務所の就労支援員と安定所の就職支援ナビゲーターとの間で異なること等から、支援事業の支援対象者(参加者)が皆無となっているもの	2
	(例 2) 平成 23 年度以降現在に至るまで、支援事業の支援対象者が皆無となっており、地域協議会が毎年開催されていないなど連携を図る場が十分確保されていないもの	
主に福祉事務所側の不都合に起因するもの	(例 1) 遠隔地にあること等の理由から、安定所を利用しづらいため、支援事業の活用実績が皆無又は低調となっているもの	4
	(例 2) 支援事業については、i) 被保護者への説明、ii) 安定所への個人票等の提出、iii) 安定所担当者を含めた被保護者との面接の実施等支援までに手間がかかるため、支援事業を実施していないとするもの	

(注) 当省の調査結果による。